

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

この法律の目的に、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを追加すること。
(第一条関係)

第二 瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念

この法律の基本理念に、瀬戸内海の環境の保全は、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえて行わなければならないことを追加すること。
(第二条の二第一項関係)

第三 汚濁負荷量の総量の削減に係る規定の削除

瀬戸内海における化学的酸素要求量に係る水質の汚濁の防止を図るため、第五条第一項に規定する区域について、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第四条の二第一項の総量削減基本方針を定めるものとする規定並びに当該総量削減基本方針及びこれに基づく汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法の規定の適用についての読み替

え規定について、削除すること。

(旧第十二条の三関係)

第四 指定物質削減指導方針

環境大臣は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、第五条第一項に規定する区域において公共用水域に排出される富栄養化による生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質(以下「指定物質」という。

)の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針を定めるべきことを指示することができるものとする。 (第十二条の三第一項関係)

第五 栄養塩類管理計画の策定

一 関係府県知事は、単独で又は共同して、次に掲げる区域について、栄養塩類(窒素及びその化合物並びに^{りん}及びその化合物をいう。以下同じ。)を適切に増加させるための海域における栄養塩類の投入、工場又は事業場における汚水等の処理の方法の変更その他の措置(以下「栄養塩類増加措置」という。

)の計画的な実施に関する計画(以下「栄養塩類管理計画」という。)を定めることができるものとする。

1 前二節に規定する措置のみによっては生物の多様性及び生産性の確保が困難であり、栄養塩類増加措置の実施が必要と認められる瀬戸内海の海域（以下「対象海域」という。）

2 対象海域における潮流その他の自然的条件及び排水の排出の状況に照らして当該対象海域と一体として栄養塩類増加措置を実施することが相当と認められる瀬戸内海の海域及び陸域（当該府県の区域内に限る。）

（第十二条の六第一項関係）

二 栄養塩類管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 栄養塩類管理計画の区域（以下「計画区域」という。）

2 対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質及び当該物質に係る水質の目標値

3 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称並びにその実施場所（工場又は事業場にあつては、その名称及び所在地）及び実施方法

4 2の目標値に関する測定の地点、方法及び頻度

5 4に規定する測定の結果に基づく対象海域の水質の状況についての調査、分析及び評価の方法

6 その他栄養塩類増加措置の計画的な実施に関し必要な事項

（第十二条の六第二項関係）

三 栄養塩類管理計画は、基本計画及び当該府県知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

（第十二条の六第三項関係）

四 二の二の目標値は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準の範囲内において定めなければならないものとする。

（第十二条の六第四項関係）

五 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うものとする。

（第十二条の六第五項関係）

六 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見を聴くとともに、当該栄養塩類管理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないものとする。

（第十二条の六第六項関係）

七 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩

類増加措置の実施に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないものとする事。

(第十二条の六第七項関係)

八 環境大臣は、七の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする事。

(第十二条の六第八項関係)

九 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めるときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、七に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならないものとする事。

(第十二条の六第九項関係)

第六 栄養塩類管理計画の変更

一 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に、計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該栄養塩類管理計画を変更するものとする事。

(第十二条の七第一項関係)

二 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、当該栄養塩類管理計画を変更しようとするときは、当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないものとする事。

(第十二条の七第二項関係)

三 第五の三から九までの規定は、栄養塩類管理計画の変更(第五の五から八までの規定については、環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用するものとする。 (第十二条の七第三項関係)

第七 特定施設の構造等の変更の特例

栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場(以下「計画事業場」という。)から公共用水域に水を排出する者(第五条第一項の許可を受けた者に限る。)が、当該計画事業場に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更について第八条第一項の規定による許可を受けようとする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しないものとする。

(第十二条の八関係)

第八 水質汚濁防止法の特例

一 指定地域内計画事業場(水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。二において同じ。)についての同法第八条の二、第十二条の二及び第十三条第三項の規定

の適用について、総量規制基準に係る読み替えを規定すること。
(第十二条の九第一項関係)

二 栄養塩類管理計画の変更により指定地域内計画事業場でなくなった水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場についての同法第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用について、総量規制基準に係る読み替えを規定すること。
(第十二条の九第二項関係)

第九 関係府県知事等の協力

関係府県知事は、栄養塩類管理計画の策定及び実施に関して必要があると認めるときは、他の関係府県の知事又は市町村の長に対し、必要な協力を求めることができるものとする。 (第十二条の十関係)

第十 関係者の協力

栄養塩類管理計画を定めた府県知事及び当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者は、当該栄養塩類管理計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。 (第十二条の十一関係)

第十一 科学的知見の充実のための措置

国は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の

充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めるものとする。

(第十二条の十二関係)

第十二 自然海浜保全地区の指定

関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち次に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができるものとする。

1 水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）

2 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの
(第十二条の十三関係)

第十三 漂流ごみ等の除去等

国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、その海底に存し、海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）に起因する瀬戸内海の環

境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第十六条の二関係)

第十四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、二の規定は、公布の日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (附則第二項関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第三項関係)